

第二回國會 司 法 委 員 会 議 録 第一号

昭和二十三年二月二十六日(木曜日)
午前十一時五十三分開議

出席委員

委員長 松本 義雄君

委員 石川金次郎君 豊田 久君
池谷 信一君 石井 繁九君
安田 幹夫君 山中 日露史君
打出 信行君 中村 俊夫君
中村 又一君 八並 達雄君
山下 春江君 吉田 安君
岡井藤志郎君 北浦圭太郎君
佐瀬 昌三君 花村 四郎君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 義男君
委員外の出席者 專門調査員 村 敦三君

二月二十三日

龜山町に津地方裁判所支部、津地方
檢察廳支部及び津司法事務局出張所
設置の請願(田中久雄君紹介)(第四
六号)

二月二十五日

昭和二十二年法律第六十五号(裁判
官の報酬等の應急的措置に関する法
律)等の一部を改正する法律案(内閣
提出)(第一号)

二月二十六日

の審査を本委員会に付託された。
人身保護法案(參議院送付)(予第四
号)

予備審査を本委員会に付託された。

第一類第四号

司法委員会議録 第一号

昭和二十三年二月二十六日

本日の會議に付した事件

昭和二十二年法律第六十五号(裁判
官の報酬等の應急的措置に関する法
律)等の一部を改正する法律案(内閣
提出)(第一号)

○松永委員長 會議を開きます。
昨二十五日本委員会に付託せられま
した昭和二十二年法律第六十五号(裁
判官の報酬等の應急的措置に関する法
律)等の一部を改正する法律案を審査
いたします。まず本案について政府の
説明を願います。鈴木法務總裁。

昭和二十二年法律第六十五号
(裁判官の報酬等の應急的措置
に関する法律)等の一部を改正
する法律案

第一條 左に掲げる法律の附則中
「昭和二十三年三月十五日」を「昭
和二十三年五月三日」に改める。
昭和二十二年法律第六十五号
(裁判官の報酬等の應急的措置に
関する法律)

昭和二十二年法律第六十六号
(檢察官の俸給等の應急的措置に
関する法律)

第二條 左に掲げる法律の附則中
「昭和二十三年三月十五日」を「昭
和二十三年七月十五日」に改め
る。

昭和二十二年法律第七十五号
(日本國憲法の施行に伴う民事訴
訟法の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第七十六号

(日本國憲法の施行に伴う刑事訴
訟法の應急的措置に関する法律)
第三條 法務廳設置法の一部を次の
ように改正する。

第十五條第一項中「昭和二十三
年四月一日」を「昭和二十三年七月
一日」に、同條第二項中「昭和二十
三年三月三十一日」を「昭和二十三
年六月三十日」に、同條第四項
を「同年七月一日」に改める。

第四條 法務廳設置法第十條第五項
第二号及び第三号中「少年裁判所」
とあるのは、昭和二十三年六月三
十日までは「これを「少年審判所」
と読み替え、その後は「少年裁判
所」に復するものとする。

附 則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

○鈴木國務大臣 ただいま上程になり
ました昭和二十二年法律第六十五号
(裁判官の報酬等の應急的措置に関
する法律)等の一部を改正する法律案の
提案理由を御説明申し上げます。

まず第一條について御説明申し上げ
ます。裁判官の報酬につきましては、
裁判所法第五十一條の規定により、ま
た檢察官の俸給につきましては、檢
察廳法第二十一條の規定により、それ
れ特別の法律によつてこれを定めるこ
とといたしてゐるのでありますが、政
府はとりあへず昭和二十二年十二月三
十一日までの暫定的措置といたしまし
て、第九十二回帝國議會に、昭和二十

二年法律第六十五号(裁判官の報酬等
の應急的措置に関する法律)案及び同
法律第六十六号(檢察官の俸給等の應
急的措置に関する法律)案の二つの法
律案を提出いたしました。それ、協
賛を得た次第であります。しかしなが
ら、この兩法律は、いずれも暫定的に
裁判官の報酬及び檢察官の俸給を定め
たものにすぎませんので、政府はその
後裁判官の報酬及び檢察官の俸給を恒
常的に定める法律を、鋭意立案中であ
りました。か、當時國內の經濟情勢は安
定いたしました。一般官吏の給與に
関する法律案についても、未だ成案を
得るに至りませんでしたので、昭和二
十二年十二月三十一日までの暫定期間
内に裁判官の報酬及び檢察官の俸給を
恒常的に定める法律案を、國會に提出
して御審議を願うことが不可能となり
ました。そこで第一回國會に、昭和二
十二年法律第六十五号(裁判官の報酬
等の應急的措置に関する法律)等の一
部を改正する法律案を提出いたしまし
て可決せられ、裁判官の報酬及び檢察
官の俸給に関する昭和二十二年十二月
三十一日までの應急的措置を、昭和二
十二年三月十四日まで延期いたしまし
た次第であります。しかしながら、そ
の後も經濟情勢は依然安定を欠き、か
つまたこの經濟不安のために、未だ一
般官吏の給與を定める法律を制定する
という運びに至りませんので、前國會
で延長いたしました暫定期間中に、裁
判官の報酬及び檢察官の俸給を恒常的
に定める法律案を國會に提出すること

が、また、不可能となりました。か
ような次第でありますので、再び裁判
官の報酬及び檢察官の俸給に対する暫
定的措置を本年五月二日まで延長
し、翌三月から効力を失ふこととい
した次第であります。

次に第二條について御説明申し上げ
ます。「日本國憲法の施行に伴う民事
訴訟法の應急的措置に関する法律」及
び「日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟
法の應急的措置に関する法律」は、と
もに日本國憲法の施行に伴う民事訴訟
法及び刑事訴訟法を憲法に適合せしめ
るために、應急的措置を講じた法律で
ありますので、兩法律とも、その附則
において「この法律は昭和二十三年一
月一日からその効力を失ふ」と規定さ
れていたのであります。従ひまして、
政府においては引き続き民事訴訟法及び
刑事訴訟法の本格的改正の準備を進め
たのであります。が、諸般の情勢から、
昭和二十二年十二月末日までに民事訴
訟法改正法律案及び刑事訴訟改正法律
案を國會に提出して、御審議を願うこ
とが不可能となりましたので、昭和二
十二年法律第六十五号(裁判官の報酬
等の應急的措置に関する法律)等の一部
を改正する法律案を第一回國會に提出
して可決せられ、昭和二十二年十二月
末までに暫定期間を本年三月十四日ま
で延長した次第であります。が、なお諸
般の事情によりまして、本年三月十四
日までには民事訴訟法及び刑事訴訟法
の本格的な改正法律案を國會に提出す
ることが不可能となりました。従いま

して、この暫定期間をさらに本年七月十五日まで延長することとし、昭和二十二年法律第七十五号（日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律）及び昭和二十二年法律第七十六号（日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律）の附則によつて定められた暫定期間を、さらに昭和二十三年七月十四日まで延長し、翌十五日限り効力を失ふこととした次第であります。

なおこの第二條關係の裁判官の報酬及び檢察官の俸給の應急措置に関する法律と、第一條關係の法律、すなわち民事訴訟法及び刑事訴訟法の應急措置に関する法律との間に、暫定期間に二箇月の差異を設けましたのは、民事訴訟法、刑事訴訟法等の法律は、その性質上、少くとも二箇月間の施行準備期間を必要とするものと思料したためであります。

次に、第三條の關係について御説明申し上げます。昭和二十二年法律第九十三号、法務廳設置法附則第十五條第一項によりますと、法務總裁は昭和二十四年三月三十一日までは、從來司法大臣の管理に属した私立の矯正施設に関する事務を管理するが、昭和二十三年四月一日からは右施設の運営について、厚生大臣と協議をすることになつており、また同條第二項によれば法務總裁は昭和二十三年三月三十一日までは、從來司法大臣の管理に属した少年の保護に関する事務を引続き管理するが、罪を犯すおそれのある少年に関する事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に関するものを除いては、同年四月一日からこれを厚生大臣の管理に移すこととなつてゐるのであります。

あります。しかしながら、これらの規定は、いずれも昭和二十三年三月三十一日までに少年法を改正いたしまして、同年四月一日から少年の保護に関する法務總裁の権限を新しく規定することを前提と致してゐるのであります。が、諸般の事情によりまして、予定の期日までに、少年法の改正法律案を國會に提出して御審議を願うことが不可能となりましたので、法務廳設置法附則第十五條第一項及び第二項中の期日をそれ〴〵延期いたしました。同年六月三十日及び同年七月一日と改めた次第であります。

最後に第四條の關係につきましては、前に述べました法務廳設置法第十條によれば、少年矯正局は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年犯罪人の保護に関する事項、及び少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に対する司法保護事業に関する事項を掌ることになつてゐるのであります。が、これも少年法の改正によつて少年裁判所に代つて、新しく少年裁判所が設置せられることを前提としたおる規定でありまして、これまた諸般の事情によりまして、少年法改正手続が遅れております關係上、しばらく同條中の「少年裁判所」を「少年審判所」と読みかへる必要がありまして、本年六月三十日まで、かような読みかへをするために、本條を設けたものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願ひいたします。

○松永委員長 速記を中止して懇談をいたしたいと思ひます。

〔速記中止〕

○松永委員長 速記を始めてください。本案につきましては、別に問題の点もなく、他に御発言もございませぬようです。から、質疑及び討論を省略し、ただちに採決に移りたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議なければ、それではただちに採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○松永委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決せられました。

なお本案に対する委員会報告書の作成方については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 御異議がなければ、そのようにいたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後零時一分散會

〔参照〕

昭和二十二年法律第六十五号（裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律）等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

第一に、裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律、檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律、

日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律及び日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律は、いずれも昭和二十三年三月十五日からその効力を失ふのであるが、諸般の事情からこれら應急措置法の失効期限までに、これに代るべき本格的立法の國會提出が不可能であるため裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律及び檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律は、昭和二十三年五月二日まで、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律及び日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律は、民事訴訟法、刑事訴訟法の性質上、相当施行準備期間を考慮して、同年七月十五日までそれぞれ暫定的に有効期間を延長してゐる。

第二に、法務廳設置法によれば、法務總裁は私立矯正施設について、四月一日より厚生大臣と協議することとなり又三月三十一日まで少年保護事業を管理するが少年裁判所で保護処分を受けた少年を除いては罪を犯す虞ある少年に関する事務を四月一日より厚生大臣の所管に移すこととなつてゐる。なお又少年矯正局は少年裁判所で保護された少年犯罪人の保護事業を所掌することとなつてゐるが、これらの規定の前提となる少年法の改正が諸般の事情から遅れるため暫定的に三箇月間これら期日を延長し、「少年裁判所」を「少年審判所」と読み替へるものとしてゐる。

二、議案の可決理由

新憲法の施行に伴ひ改正を要すべき各種法令は、速かに本格的改正を実施すべきであるが、諸般の事情からこれが遅れるため、應急措置法の有効期間を再度延長するのは止むを得ぬところである。本案における有効期限の延長期間、略々受当な期間と認め本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年二月二十六日
司法委員長 松永 義雄
衆議院議長松岡剛吉殿